

# 申立書等を郵便提出する際の注意事項

福岡家庭裁判所

- 1 申立てに必要な切手及び収入印紙は、小さなビニール袋（※）に入れたまま、封筒の中に入れてください。

申立に必要な切手及び収入印紙を、郵便提出する際の封筒には貼らないでください。

（※）切手及び収入印紙は郵便局等で購入することができます。  
なお、購入したら通常小さなビニール袋に入れてもらえます。

- 2 ポストに入れる前に、裁判所への郵送に必要な料金を郵便局等で確認した上、その額の切手を封筒に貼って提出してください。

（上記1の切手とは別に購入してください。）

（※）郵便料金は重さや封筒の形状によって料金が異なります。  
料金は、ご自分で郵便局に尋ねるなどして確認してください。  
なお、料金不足の郵便物は裁判所で受け取れないため、差出人に返還されることになります。  
料金不足のないように注意してください。

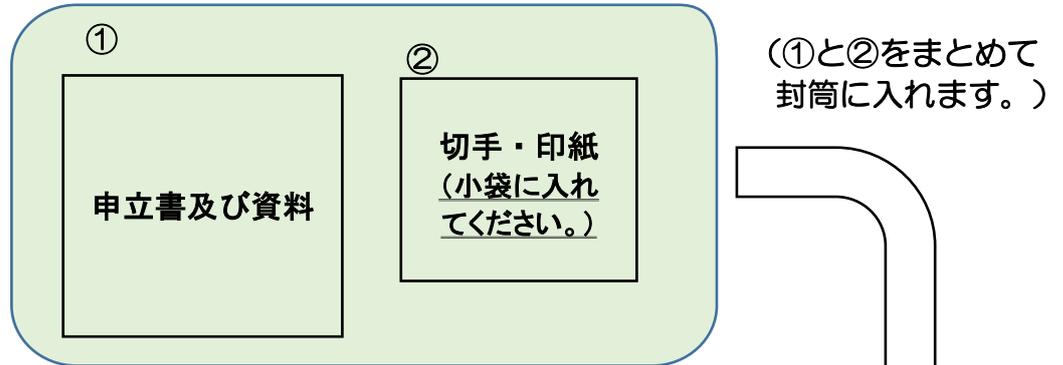
- 3 申立書等の書類中に、日中連絡の着く電話番号（携帯可）の記入をお願いします。

- 4 申立書等の提出後、担当係から追加で書面提出（又は郵便切手の追加納付）の指示等がある場合がありますので、その際は、担当係の指示に従ってください。

- 5 事件終了後、未使用の切手は、そのまま返却します。

# 申立書等を郵便提出する際の説明図

福岡家庭裁判所

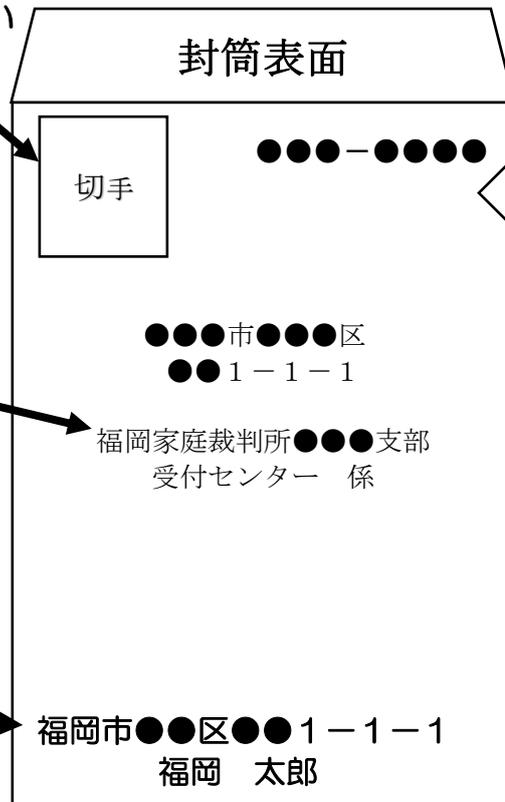


(※) 郵便は重さや封筒の大きさによつて料金が異なります。

料金が足りない場合は、裁判所に郵便が届かない場合がありますので、必ず郵便物の重さや大きさをはかって、郵便料金が不足することのないように注意してください。

(※) どの裁判所が管轄となるかを確認の上、管轄裁判所の住所・宛先を間違いのないように記載してください。

(※) 差出人の住所・氏名を記入してください。



料金不足の場合は、差出人に郵便物が返還されます。  
料金不足がないように投函してください。

裁判所は、郵便物が到着したかどうかの照会には応じていませんので、到着を確認したい方は追跡可能な郵便（レターパック等）をご利用ください。